



「会社法がシンジケートローン実務に影響を与えうる論点及び対応の検討」公表にあたって

平成18年5月1日に会社法が施行されましたが、同法の施行にはシンジケートローン実務に関わる論点も少なくありません。そこで、業務委員会では新会社法WGを設置し、会社法がシンジケートローン実務に影響を与えうる主要論点及びその対応について検討を行って参りました。

今回の検討では、論点を洗い出した上でそれらに係る対応について整理するとともに、JSLAが平成13年12月に公表した「リボルビング・クレジット・ファシリティ契約書（平成13年度版）」の改訂案について検討を行いました。また、「財務制限条項における資本の部の読み替え」については、実務上争点となりうることから、その取り扱いに一つの指針を示しております。

なお、今回公表する検討ペーパーに含まれる法的論点については、長島・大野・常松法律事務所の監修を受けておりますが、特に、「財務制限条項における資本の部の読み替え」については、同事務所の森口聡弁護士、犬島伸能弁護士、大矢和秀弁護士よりメモランダムを作成いただき、併せ公表することとしました。

今回の検討が、シンジケーション市場の更なる安定、拡大に資するものとなれば幸いです。

平成19年3月

業務委員会 新会社法WG

WGリーダー 三井住友銀行

WGメンバー あおぞら銀行、住友信託銀行、損害保険ジャパン、中央三井信託銀行、農林中央金庫、みずほ銀行、みずほコーポレート銀行、三菱東京UFJ銀行

(業務委員会)

委員長 三井住友銀行

委員 あおぞら銀行、オリックス、信金中央金庫、住友信託銀行、損害保険ジャパン、第一生命保険、中央三井信託銀行、農林中央金庫、野村証券、BNPパリバ銀行、みずほコーポレート銀行、みずほ証券、三菱UFJ信託銀行、三菱東京UFJ銀行、モルガン・スタンレー証券

以上